

議員提出議案第3号

葛飾区高齢者の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 7番 おりかさ 明実 8番 木村 秀子
27番 三小田 准一 28番 中江 秀夫
30番 中村 しんご

葛飾区議会議長 平田 みつよし 殿

(提案理由)

高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者に対し医療費の一部を助成する制度を創設する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区高齢者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に対し医療費の一部を助成することにより、高齢者の保健の向上に寄与するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けられる高齢者（以下「対象者」という。）は、葛飾区の区域内に住所を有する者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 葛飾区後期高齢者医療に関する条例（平成20年葛飾区条例第4号）第3条に規定する被保険者
- (2) 75歳以上の者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者

(助成の範囲)

第3条 葛飾区（以下「区」という。）は、対象者の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定により医療

に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法の規定による被保険者が負担すべき額（入院時における食事療養及び生活療養に係る標準負担額相当額を除く。）の2分の1を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療証の交付）

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請し、医療証の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、同項の対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）

第6条 医療証の交付を受けた対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 対象者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第8条 区長は、偽りその他不正行為によって医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、葛飾区規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。